

意見募集案件	「北広島市火災予防条例」の一部改正について
担当課	消防本部予防課 電話 011-373-9119

意見募集期間	平成29年9月15日(金)から平成29年10月16日(月)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇消防本部(予防課)、消防大曲出張所及び消防西の里出張所 ◇市役所各出張所、北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島9月15日号
意見の提出方法・提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか <p>※近年、高度化・深刻化しているサイバー攻撃への対応力を高めるため、市役所への電子メールの取り扱いが変更となり、電子メールに添付してファイルをお送りいただくことができなくなりました。<u>電子メールで提出される場合は、メール本文に直接記載いただくか、下記提出先までお問い合わせください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと (住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。) <p>消防本部予防課 郵便番号 061-1131 北広島市北進町1丁目 3-1 電話 011-373-9119 ファクシミリ 011-373-3611 電子メールアドレス: 119yobou@city.kitahiroshima.lg.jp</p> <p>※添付ファイルは削除されますので、意見は本文に直接入力してください。</p>
検討結果の公表 予定時期	平成29年11月頃公表予定 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策 等の内容	<p>1 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>平成24年5月13日に発生した広島県福山市のホテル火災(死者7名)や平成25年2月8日に発生した長崎市の認知症高齢者グループホーム火災(死者5名)など、多数の死傷者が伴う火災では消防法令に関する重大な違反がその被害拡大を招く要因として挙げられ、総務省消防庁は、全国の消防本部に対して重大な消防法令違反のある防火対象物を公表する制度を実施するよう、平成25年12月19日付で「違反対象物に係る公表制度の実施」を通知しました。</p> <p>このことを受け、本市においても消防法令に関する重大な違反のある特定防火対象物の情報をホームページで公表することにより、利用者が自らその危険性に関する情報を入手できるようにするものです。</p> <p>2 その案件の決定内容(案)の骨子(概要)</p> <p>(1) 防火対象物の消防用設備等の状況の公表</p> <p>防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、消防法令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができます。</p> <p>(2) 公表の通知</p> <p>違反内容を公表しようとするときは、防火対象物の関係者にその旨を通知する</p>

ものとしてします。

(3)公表の手続き

公表の対象となる防火対象物や違反の内容などについては、北広島市火災予防規則で定めることとします。

3 その案の根拠となる法令等

・違反対象物に係る公表制度の実施について(通知)

(H25年12月19日消防予第484号 消防庁次長)

・違反対象物に係る公表制度における運用について(通知)

(H25年12月19日消防予第487号 消防庁予防課長)

・違反対象物に係る公表制度の実施の推進について(通知)

(H27年3月31日消防予第133号 消防庁次長)

・違反対象物に係る公表制度の実施の推進に係る留意事項について(通知)

(H27年3月31日消防予第134号 消防庁予防課長)

4 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)

重大な消防法令違反のある防火対象物について、利用者等に建物の危険性に関する情報を公表し、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促せる。

5 その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報)

自治体名	火災予防条例改正	制度の開始時期又は予定
札幌市	平成26年10月6日	平成27年4月1日
江別市	平成29年度(予定)	平成30年4月(予定)
千歳市	未定	平成31年4月(予定)
恵庭市	未定	平成31年4月(予定)
石狩北部地区 消防事務組合	未定	平成31年4月(予定)

対象となる政策
等の原案

別紙「北広島市火災予防条例の一部改正について」のとおり

その他

・パブリックコメント後のスケジュール
平成29年第4回市議会定例会に提案予定
平成31年4月1日施行予定